

◎草の特別回収について

年 2 回の草の特別回収についてお知らせいたします。

地 区	収集日
大町、瀬越町、港町、明元町、 幸町、本町	7月 4日 (1回目) 10月 3日 (2回目)
寿町、礼受町、浜中町、沖見町、 平和台	7月 5日 (1回目) 10月 4日 (2回目)
見晴町、宮園町、錦町、開運町、 栄町	7月 6日 (1回目) 10月 5日 (2回目)
三泊町、塩見町、春日町、元町、 船場町、花園町、末広町、旭町	7月18日 (1回目) 10月10日 (2回目)
住之江町、泉町、野本町、千鳥町、 元川町、神居岩、堀川町、高砂町、 五十嵐町	7月19日 (1回目) 10月11日 (2回目)
緑ヶ丘町、東雲町、南町、潮静、 大和田、藤山町、幌糠町、中幌、 樽真布、南幌、峠下町、東幌	7月20日 (1回目) 10月12日 (2回目)

草は透明または半透明の袋（中に入れたものが見える袋）に入れて、クリーンステーション横に出してください。

剪定枝では出せない、葉っぱの取り切れない松などの針葉樹は、**草の特別収集日に回収します。**

草の特別収集日以外で捨てる時は**不燃系埋立ごみ**で出してください。



今後も、ごみの分別についてご理解ご協力をお願いいたします。
留萌市のホームページも新しくなりごみの情報も掲載していますので
ご覧になってください。